## 例 言

- 1 本書は、広島県教育委員会が、平成28年度に国庫補助を受けて実施した県内遺跡発掘調査(詳細分布調査)事業に係る調査成果の報告書である。
- 2 本事業は,道路建設・住宅建設・農業基盤整備等,今後急速に開発が進展すると予想される地域及び既に開発計画が立案されている地域について,遺跡の分布調査(現地踏査及び試掘・確認調査)を行い,保存対策に資する目的で実施したものである。

具体的には、①大規模開発事業・広域開発事業・重要遺跡の取扱いなど、市町教育委員会(以下「市町教委」という。)が単独で対応することが困難な業務への対応、②専門職員未配置の市町教委に対する指導・助言・援助の観点から、各開発事業者等あるいは市町教委からの協議に基づいて県内各地の開発計画地内の現地踏査や試掘・確認調査を実施し、埋蔵文化財包蔵地の有無、範囲、内容等の確認を行うとともに、保存方法に関する協議を行った。

3 試掘地点範囲図・試掘坑配置図の原図は、各開発事業者から提供された地形図・工事平 面図を使用した。

なお,工事平面図については,原則として試掘当時のものを使用しているため,図中の 開発事業範囲や工事設計等は,その後変更されている場合がある。

- 4 本事業に係る現地調査から報告書作成に至る業務は、広島県教育委員会事務局管理部文 化財課が行った。担当者は平川孝志(文化財保護主事)、沖 憲明(指導主事)である。
- 5 調査の実施に当たっては、各開発事業者、地権者及び関係市町文化財保護担当部局等の 協力を得た。
- 6 本報告書作成に係る資料類(図面・写真類)については、広島県教育委員会事務局管理 部文化財課(広島市中区基町 9 番42号)で保管している。

# 目 次

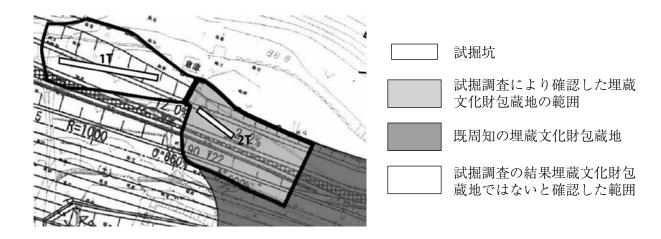
第一草	事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2章	試掘・確認調査の成果	
	- 般国道183号鍵掛峠道路改良事業に係る試掘調査	
	(要試掘地点No.4, 5, 6, 11) · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4
	東広島・安芸バイパス建設事業に係る試掘調査	
	(要試掘地点No.16, 工事用道路建設予定地) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
3 -	一般県道瀬野呉線道路改良事業に係る試掘調査(要試掘地点No.5)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
	二級河川永慶寺川高潮対策事業・統合河川整備事業に係る試掘調査	
	(要試掘地点No.5) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
5 2	ド郷地区土地造成事業に係る試掘調査(要試掘地点№1, 2) · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	37
報告書技	少録	
	挿 図 目 次	
笋1図	一般国道183号鍵掛峠道路改良事業計画に係る試掘調査地点位置図(1:25,000)・・・	5
第2図	一般国道183号鍵掛峠道路改良事業計画地(No.4, 5)試掘坑位置図(1:1,500)・	
第3図	一般国道183号鍵掛峠道路改良事業計画地(No.6)試掘坑位置図(1:1,500) ·····	
第4図	一般国道183号鍵掛峠道路改良事業計画地(No.11)試掘坑位置図(1:2,000) ·····	
第5図	一般国道183号鍵掛峠道路改良事業計画地試掘坑土層断面図1 (1:40)	
第6図	一般国道183号鍵掛峠道路改良事業計画地試掘坑土層断面図2(1:40)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第7図	一般国道183号鍵掛峠道路改良事業計画地試掘坑土層断面図3(1:40)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第8図	東広島・安芸バイパス建設事業計画に係る試掘調査地点位置図(1:25,000)・・・・・・	
第9図	東広島・安芸バイパス建設事業計画地試掘坑位置図(1:1,500)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第10図	東広島・安芸バイパス建設事業計画地試掘坑土層断面図(1:40)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第11図	一般県道瀬野呉線道路改良事業計画に係る試掘調査地点位置図(1:25,000)・・・・・・	
第12図	一般県道瀬野呉線道路改良事業試掘坑位置図(1:2,000) ·····	
第13図	一般県道瀬野呉線道路改良事業計画地試掘坑土層断面図(1:40) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	29
第14図	二級河川永慶寺川高潮対策事業・統合河川整備事業計画に係る試掘調査地点位置図	
	(1:25,000)	32
第15図	二級河川永慶寺川高潮対策事業・統合河川整備事業試掘坑位置図(1:1,000)	33
第16図	二級河川永慶寺川高潮対策事業・統合河川整備計画地試掘坑土層断面図(1:40)・・・	35
第17図	本郷地区土地造成事業計画に係る試掘調査地点位置図(1:25,000)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
第18図	本郷地区土地造成事業計画地試掘坑位置図(1:2,000) · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	38
第19図	本郷地区土地造成事業計画地試掘坑土層断面図(1:40)	39

## 表 目 次

表1								
表2								
表3								
表4	東広島	島・安芸	芸バイパス建設計画	地試掘坑所	·見···			23
表5	一般則	具道瀬野	予呉線道路改良計画	地試掘坑所	見…			28
表6	二級活	可川永陽	慶寺川高潮対策事業	・統合河川	整備	事業計画	画地試掘坑所見	34
表7	本郷地	也区土地	<b>也造成事業計画地試</b>	掘坑所見・・				39
				図版	目	次		
					-	<b>~</b> \		
図版 1	a	1 T	南西から		b	1 T	西から・・・・・・	16
	c	要試技	屈地点No.4 北端平均	<b>坦面</b>	d	2 T	北から	
		南東本	から					
	e	要試技	屈地点No.5平坦面	北西から	f	3 T	東から	
図版 2	a	3 T	南東から		b	4 T	西から・・・・・・・	17
	c	4 T	南から		d	5 T	西から	
	e	5 T	北から		f	6 T	西から	
図版3	a	6 T	南から		b	7 T	北から・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	c	8 T	南西から		d	8 T	南から	
	e	9 T	南東から		f	10 T	西から	
図版4	a	11 T	西から		b	12 T	南西から・・・・・・	19
	c	12 T	西から		d	13 T	西から	
	e	13 T	北西から		f	14 T	西から	
図版5	a	15 T	北西から		b	16 T	北から・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	c	17 T	北から		d	18 T	北から	
	e	19 T	北東から		f	19 T	東から	
図版6	a	1 T	東から		b	1 T	北から・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
	c	1 T	北から		d	2 T	東から	
	e	2 T	北から		f	3 T	西から	
	g	3 T	東から		h	3 T	北から	
図版7	a	4 T	西から		b	4 T	北から・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
	c	5 T	東から		d	5 T	北から	
	e	6 T	東から		f	6 T	北から	
	g	工事月	用道路 北から		h	工事	用道路 西から	

図版8	a	要試捷	屈地点全景	南から	b	1 T	西から・・・・・・ 30	)
	c	1 T	南西から		d	2 T	北から	
	e	3 T	北から		f	3 T	北東から	
	g	4 T	東から		h	4 T	北から	
図版 9	a	5 T	北東から		b	5 T	北から・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31	1
	c	6 T	北東から		d	6 T	北から	
	e	7 T	西から		f	7 T	北から	
図版10	a	1 T	北東から		b	11 T	西から・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36	ŝ
	c	11 T	北西から		d	11 T	西から	
	e	12 T	北東から		f	12 T	西から	
	g	12 T	北西から		h	12T化	作業風景 北西から	
図版11	a	要試捷	屈地点No.2	南東から	b	1 T	南東から・・・・・・ 40	)
	c	2 T	北東から		d	2 T	北西から	
	e	3 T	北東から		f	3 T	北西から	
	g	4 T	西から		h	4 T	北から	
図版12	a	5 T	西から		b	5 T	北から・・・・・・・ 41	1
	c	6 T	北西から		d	7 T	西から	
	e	8 T	西から		f	8 T	南西から	

## 試掘坑位置図凡例



### 第1章 事業の概要

平成28年度に実施した,道路建設等の各種開発事業に先立つ現地踏査や現地協議等は,表 1に掲げた34件である。

また、平成28年度に実施した試掘・確認調査は、表2に掲げた10地点、合計58,375㎡である。

これらの分布調査の結果、新たな埋蔵文化財包蔵地は確認されなかった。試掘調査の内容については、次章に記載する。

表1 平成28年度に実施した現地踏査等の概要

	一   成20十尺に天池した死地山直守・7州安									
No.	調査地	調査原因	原因者	調査期間	担当者名	用務内容				
1	福山市山手町	道路建設事業	広島県	4/7	平川孝志	大規模開発事業計画地内の埋蔵文化財 取扱い協議(本調査前現地協議)				
2	福山市鞆町	港湾整備	広島県	4/14	沖 憲明	大規模開発事業計画地内の埋蔵文化財 取扱い協議(現地協議)				
3	大竹市 小方一丁目	道路建設事業	国土交通省	4/19	平川孝志	大規模開発事業計画地内の埋蔵文化財 取扱い協議(本調査前現地協議)				
4	福山市瀬戸町	道路建設事業	国土交通省	4/25	平川孝志	大規模開発事業計画地内の埋蔵文化財 取扱い協議(本調査前現地協議)				
5	熊野町・ 江田島市	宅地造成 個人住宅	民間企業 個人	4/27	平川孝志	専門職員未配置市町における開発事業 対応 (現地踏査) を支援				
6	府中町・ 府中市	下岡田遺跡発掘調 査・備後国府跡発 掘調査	府中町・ 府中市	5/29 ~ 5/30	沖 憲明	重要遺跡取扱い協議				
7	安芸高田市	甲立古墳発掘調査 等	安芸高田市	6/1	沖 憲明	重要遺跡取扱い協議				
8	福山市山手町	道路建設事業	広島県	6/6	平川孝志	大規模開発事業計画地内の埋蔵文化財 取扱い協議(調査終了確認)				
9	庄原市西城町	道路建設事業	国土交通省	6/17	平川孝志	大規模開発事業計画地内の埋蔵文化財 取扱い協議(試掘調査前現地協議)				
10	熊野町	宅地造成	民間企業	6/20	平川孝志	専門職員未配置市町における開発事業 対応 (現地踏査) を支援				
11	福山市鞆町	港湾整備	広島県	6/23	沖 憲明	大規模開発事業計画地内の埋蔵文化財 取扱い協議(現地協議)				
12	呉市蒲刈町	墓地造成	民間企業	7/11	平川孝志	専門職員未配置市町における開発事業 対応 (現地踏査) を支援				
13	三原市本郷町	工業団地造成	広島県	7/14	平川孝志 沖 憲明	大規模開発事業計画地内の埋蔵文化財 取扱い協議 (現地踏査実施)				
14	三次市君田町	道路建設事業	三次市	7/15	平川孝志	大規模開発事業計画地内の埋蔵文化財 取扱い協議				
15	庄原市西城町	道路建設事業	国土交通省	8/4	平川孝志	大規模開発事業計画地内の埋蔵文化財 取扱い協議(試掘調査前現地協議)				

No.	調査地	調査原因	原因者	調査期間	担当者名	用務内容
16	大竹市小方一 丁目	道路建設事業	国土交通省	8/5	沖 憲明	大規模開発事業計画地内の埋蔵文化財 取扱い協議
17	廿日市市宮島 町	美術館建設	民間企業	8/17 ~ 8/19	沖 憲明	特別史跡現状変更に伴う埋蔵文化財確 認調査
18	庄原市西城町	道路建設事業	国土交通省	9/7	平川孝志	大規模開発事業計画地内の埋蔵文化財 取扱い協議(試掘調査前現地協議)
19	庄原市西城町	道路建設事業	国土交通省	10/11 ~ 10/13	平川孝志	大規模開発事業計画地内の埋蔵文化財 取扱い協議(試掘調査実施)
20	安芸高田市・ 府中市	甲立古墳発掘調査 等・備後国府跡発 掘調査	安芸高田 市・府中市	10/18 ~ 10/19	沖 憲明	重要遺跡取扱い協議
21	広島市安芸区	道路建設事業	国土交通省	10/21	平川孝志	大規模開発事業計画地内の埋蔵文化財 取扱い協議(試掘調査前現地協議)
22	廿日市市大野	河川改修事業	広島県	10/24	平川孝志	大規模開発事業計画地内の埋蔵文化財 取扱い協議(試掘調査前現地協議)
23	三次市君田町	道路建設事業	三次市	10/27	平川孝志	市町における開発事業対応 (現地踏査) を支援
24	廿日市市大野	河川改修事業	広島県	11/7	平川孝志	大規模開発事業計画地内の埋蔵文化財 取扱い協議 (試掘調査実施)
25	広島市西区	港湾整備事業	広島県	11/7	西村直城 沖 憲明	大規模開発事業計画地内の埋蔵文化財 取扱い協議
26	三原市本郷町	工業団地造成事業	広島県	11/8	平川孝志	大規模開発事業計画地内の埋蔵文化財 取扱い協議(試掘調査前現地協議)
27	神石高原町	道路改良事業	広島県	11/10	平川孝志	専門職員未配置市町における開発事業 対応 (現地踏査) を支援
28	福山市鞆町	港湾整備事業	広島県	11/15	西村直城 沖 憲明	大規模開発事業計画地内の埋蔵文化財 取扱い協議
29	呉市・ 江田島市	宅地造成· 住宅	民間企業 個人	11/17	平川孝志	専門職員未配置市町における開発事業 対応 (現地踏査) を支援
30	海田町	その他開発	民間企業	11/21	平川孝志沖 憲明	専門職員未配置市町における開発事業 対応 (現地踏査) を支援
31	福山市鞆町	港湾整備事業	広島県	12/26	沖 憲明	大規模開発事業計画地内の埋蔵文化財 取扱い協議
32	福山市鞆町	港湾整備事業	広島県	1/5	平川孝志 沖 憲明	大規模開発事業計画地内の埋蔵文化財 取扱い協議
33	三次市向江田 町	道路修繕事業	三次市	1/12 ~ 1/13	平川孝志	市町における開発事業対応 (試掘調査) を支援
34	福山市鞆町	港湾整備事業	広島県	2/8	沖 憲明	大規模開発事業計画地内の埋蔵文化財 取扱い協議

表2 平成28年度に実施した試掘調査等の概要

No.	用務地	調査原因	原因者	調査対象 面積(㎡)	調査期間	担当者名	用務内容
1	庄原市 西城町	道路改良事業	国土交通省	13,250	10/6 ~ 10/7	平川孝志	1 地点の試掘調査を実施したが、埋蔵文 化財包蔵地は確認できなかった。
2	廿日市市 大野	河川改修事業	広島県	1,000	11/4, 11/7	平川孝志 沖 憲明	1 地点の試掘調査を実施したが、埋蔵文 化財包蔵地は確認できなかった。
3	庄原市 西城町	道路改良事業	国土交通省	4,910	12/5 ~ 12/8	平川孝志	3地点の試掘調査を実施したが、埋蔵文 化財包蔵地は確認できなかった。
4	三原市 本郷町	工業団地造成	広島県	4,960	12/12, 12/14, 12/15	平川孝志	2 地点の試掘調査を実施したが、埋蔵文 化財包蔵地は確認できなかった。
5	広島市 安芸区	道路建設事業	国土交通省	2,825	2/6 ~ 2/8	平川孝志	2地点の試掘調査を実施したが、埋蔵文 化財包蔵地は確認できなかった。
6	安芸郡 熊野町	道路改良事業	広島県	1,430	2/21 ~ 2/22	平川孝志	1 地点の試掘調査を実施したが、埋蔵文 化財包蔵地は確認できなかった。
	合計	5事業		58,375			10 地点の試掘調査を実施, 埋蔵文化財包 蔵地 2 箇所を確認

#### 第2章 試掘・確認調査の成果

### 1 一般国道183号鍵掛峠道路改良事業に係る試掘調査 (要試掘地点No.4・5・6・11)

**所 在 地**: 庄原市西城町小鳥原・三坂

調査目的:一般国道183号鍵掛峠道路改良事業に係る埋蔵文化財の有無及び範囲の確認

開発事業者:国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所

**調査年月日**: 平生28年10月6日~7日, 11日~13日 (No.11地点)

平成28年12月5日~12月8日 (No.4·5·6地点)

**調査対象面積**: 18.160㎡

調査 結果:埋蔵文化財包蔵地は確認しなかった。

#### 調査概要:

本試掘調査は、国道183号線と県道446号線の合流点から直線距離で約2.6km南南西の、県道446号線に面した、猫山の西側斜面3箇所(要試掘地点No.4,5,6)及び、鳥取県境まで1.4km、国道183号線に面した南向きの緩斜面と平坦面(要試掘地点No.11)を対象として行った。要試掘地点4・5・6では現地踏査時に鉄滓が確認されており、製鉄関連遺跡の存在が想定された。また、要試掘地点No.11は、水路で少量の鉄滓が確認されたこと、やや上流に緩斜面があることから、製鉄関連遺跡または集落跡の存在が想定された。

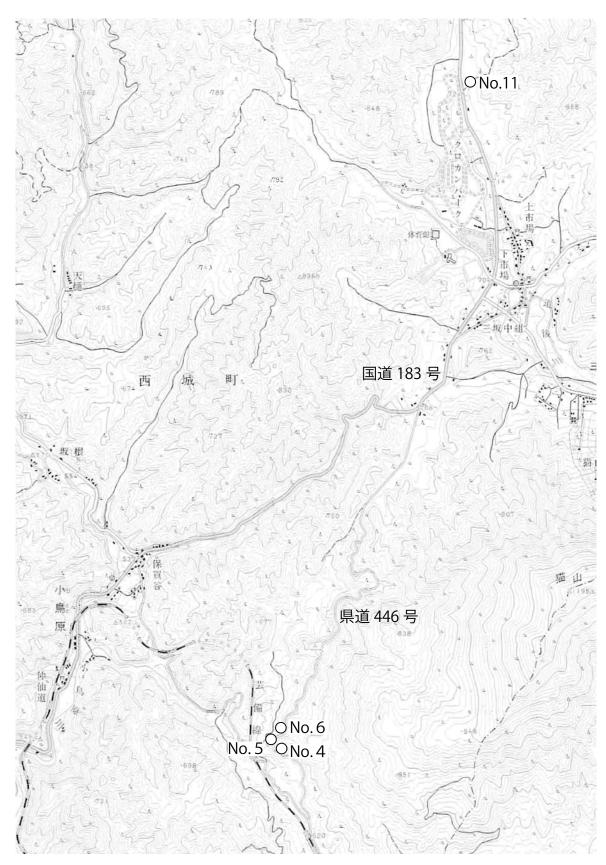
#### (1) 要試掘地点No.4

県道446号線に面した南向きの斜面である。等高線に直交する2本の試掘坑(1 T・2 T)を設定し、掘削を行った。

要試掘地点No.4における基本層序は、表土(腐葉土)の下に I 層:黒色土(黒ボク)、 II 層:褐色土~黄褐色土、 III 層:明黄褐色土である。 II 層は三瓶浮布火山灰層、 III 層は古土 壌に相当すると考えられる。 II 層上面で遺構検出に努めたが、遺構は確認できなかった。また、遺物も出土しなかった。

要試掘範囲北端部で、10m×6m程度のほぼ半円形の平坦面が存在することから、サブトレンチを設定したところ、一部に薄く焼土が堆積している状況を確認した。平坦面の北側に帯状に広がることが予想されたが、焼土面は黒色土上に薄く堆積するのみであり、平坦面上で強い加熱を受けた状況ではなかった。炭化物の小片が確認されたほかは、鉄滓等遺物の出土もなかった。

この平坦面の西側(要試掘範囲外)には炭窯が2基重複して遺存しており、平坦面に向けて口を開いていることから、当該平坦面は炭窯の作業用平坦面であると判断した。炭窯は平



第1図 一般国道183号鍵掛峠道路改良事業計画に係る試掘調査地点位置図 (1:25,000) (国土交通省国土地理院発行1:25,000地形図「道後山」を使用)

面形が円形で直径が3m程度であることから、近世以降のものと考えられ、本要試掘地点をはじめ、隣接地においても製鉄遺跡関連遺跡と考えられる平坦面が存在しないことから、製鉄遺跡に付属した炭窯とは考えられず、近世以降に単独で操業された炭窯であると判断した。

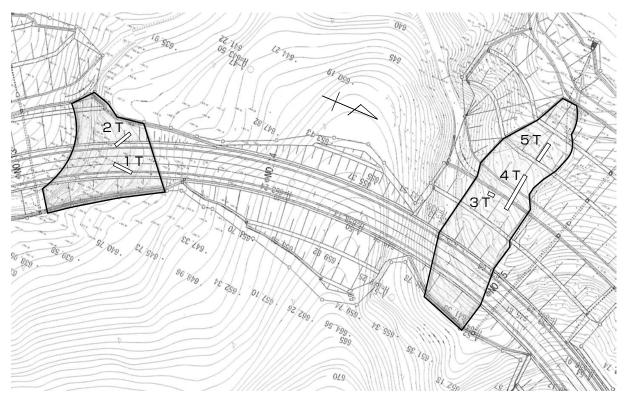
その他にも、要試掘地点内に2基の炭窯跡が確認されたが、前述の炭窯と規模・形状が類似しており、周辺で製鉄関連遺跡が確認されないことから、近世以降の単独の炭窯と判断した。

以上のように、本地点においては、近世以降のものと考えられる炭窯が存在するほかは、 土層の堆積は自然堆積の状況を示しており、遺構・遺物は確認できなかった。このことから、本地点には、発掘調査の対象となる遺跡は存在しないと判断した。

#### (2) 要試掘地点No.5

要試掘地点No.5は、県道446号線の西側の緩斜面である。要試掘地点の北辺に沢が西流している。鉄滓が採集されたこと、県道の直下に傾斜が緩やかな面とやや平坦な面が存在したことから、製鉄関連遺跡の有無を確認するため、試掘調査を行った。3 T は平坦面の性格を判断するために、4 T, 5 T は基本的な層序を確認するとともに斜面を利用した遺構及び遺物を確認するために設定して、掘り下げを行った。

本要試掘地点は、県道に隣接しており、県道建設に伴う造成によりブロック擁壁が築かれている。この擁壁の直下に傾斜が緩やかな部分があったことからサブトレンチを設定し掘り



第2図 一般国道183号鍵掛峠道路改良事業計画地(No.4, 5)試掘坑位置図(1:1,500)

下げたところ, 表土直下で黄褐色のしまりのない明黄褐色土が堆積していたことから, この 緩斜面については, 擁壁築造に伴う排土が堆積した部分であると判断した。

この緩斜面の下の3m×5m程度の平坦な面に3Tを設定し、掘り下げた。トレンチ北側ではしまりのない土で埋めた様子がうかがえた。南側ではやや平坦に近い堆積が認められたが、落ち込みや遺物が確認されなかったことから、遺構は存在しないと判断した。

4 T, 5 Tは沢の南側のやや傾斜が緩やかな場所に, 等高線に直交して設定した。4 T, 5 Tで確認した黄褐色土も, 県道直下や3 Tと同様の客土であると考えられ, 県道の造成に伴い, 広い範囲に客土が堆積していると考えられる。

基本層序は、腐葉土の下に、 I 層:暗褐色土~黄褐色土、 II 層:黒色土、 II 層:褐色土~ 明黄褐色土である。 I 層は客土、 II 層は旧表土、 III 層は三瓶浮布火山灰層と考えられ、 II 層 以下は自然堆積の様相を示している。 II 層上面で遺構検出に努めたが、遺構は確認できなかった。また、遺物も出土しなかった。

本地点では地表面観察において平坦な面が確認されたが、いずれもしまりのない黄褐色土等が堆積しており、斜面上側に造られた県道建築の際の排土が積み上がったものと判断された。このように、旧表土に大きな改変は受けていないものの、広い範囲に客土が認められる。3 Tにおいても、やや平坦な面は確認できたものの、焼土面や落ち込みなどは確認できず、遺物も出土しないことから、遺構ではないと判断した。4 T、5 Tにおいては自然堆積の状況を示しており、遺構・遺物も確認できない。このことから、本地点には遺跡は存在しないと判断した。

#### (3) 要試掘地点No.6

県道446号線を挟んで斜面上下(東西)に広がる。斜面上側(東側)には、炭窯及びその作業面と考えられる平坦面が所在するが、炭窯の形状・規模等から、近世以降の炭窯が単独で存在するものと判断した。

斜面下側(西側)は、緩斜面であるが、地表面には $1.5\sim2\,\mathrm{m}$ 程度の岩が多く露出している。基本的な層序を確認するとともに斜面を利用した遺構・遺物を確認するために、 $6\,\mathrm{T}$ を設定した。また、県道下には $3\,\mathrm{m}\times5\,\mathrm{m}$ 程度のやや平坦な面が存在することから $7\,\mathrm{T}$ を設定した。

6 Tの基本層序は、腐葉土の下に I 層:黒褐色土、Ⅱ層:黄褐色土であり、 I 層の下層付近から、転石が多数確認され、 1 mを超す大型のものが地表面でも多く確認できる。本地点を西流する沢の上流にも大型の岩が多く露出しており、上方から転落したものと考えられる。 Ⅱ 層上面で遺構の検出に努めたが、確認できなかった。また、黒色土中を含め、遺物は出土しなかった。

7 Tでも6 Tと同様の基本層序を示すが、3 層上層で炭化物の小片が出土したことから、2 層以上は比較的新しい堆積である可能性がある。現状ではやや平坦であるが、Ⅱ層の状況

をみると緩やかに傾斜しており、 I 層断面及び II 層上面において遺構が確認できず、前述した炭化物小片以外に遺物は出土しなかった。

本地点は、6 Tにおいては自然堆積の状況を示しており、遺構・遺物も確認できなかった。また、大型の転石も多く、積極的に土地利用がされていたとは考えにくい。7 Tにおいても、現状ではやや平坦ではあるが、 II 層はなだらかに傾斜している。

このことから、本地点に遺跡は存在しないと判断した。

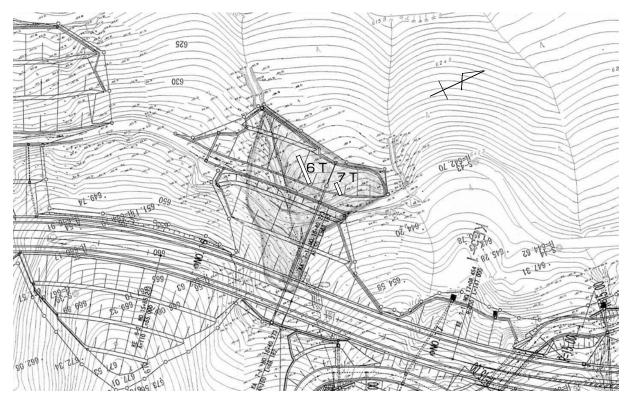
#### (4) 要試掘地点No.11

要試掘地点No.11は、国道183号線から東に向かって入る山道によって二分され、北部は緩斜面、南部は丘陵裾のやや平坦な地形である。

北側部分は、林道の北側で、北東-南西方向に延びる。北東から南西に延びる尾根の裾部に当たるが、細かく見ると、地区東部には尾根があり、中央から西にかけてはやや谷部になる。北半部はやや傾斜が強いが、次第に傾斜を緩め、緩斜面となる。

基本層序は、I層 腐葉土・黒色土(黒ボク)、II層 明黄褐色土~黄褐色土、III層 赤褐色砂質土~明黄褐色砂質土(三瓶浮布火山灰層か)、IV層 明黄褐色土~黄橙色粘質土(古土壌か)、V層 黄褐色砂~にぶい黄褐色土~黄橙色土(三瓶池田火山灰層か)である。

斜面部分に8T, 9T, 12T, 14Tを, 緩斜面に10T, 11T, 13Tを設定した。 8Tは、北東部の斜面に、等高線に直交して設定した。



第3図 一般国道183号鍵掛峠道路改良事業計画地(No.6) 試掘坑位置図(1:1,500)

本試掘坑では、Ⅰ層からⅣ層を確認したが、試掘坑北部ではⅡ層は確認されなかった。

Ⅱ層上面で遺構検出を行ったが、遺構を検出することはできなかった。また、下層においても、遺構・遺物は確認されなかった。

9 Tは、北西部の斜面に等高線にほぼ直交して設定した。

本試掘坑では、I層からIV層を確認した。II層上面で遺構・遺物は検出することはできなかった。また、下層においても、遺構・遺物は確認されなかった。

10Tは、要試掘範囲北西部の斜面に等高線にほぼ直交して設定した。

本試掘坑では、I層からV層を確認した。II層上面で遺構検出を行ったが、遺構を検出することはできなかった。また、下層においても、遺構・遺物は確認されなかった。

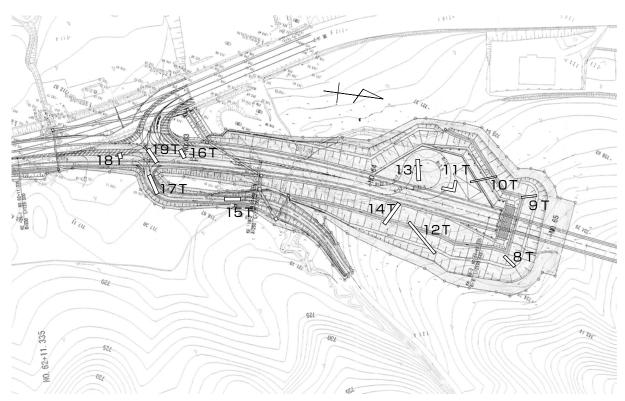
11 T は、北側の緩斜面のほぼ中央に設定した。等高線にほぼ直交する試掘坑と、北端から西に延ばした部分からなるL字状の試掘坑である。

本試掘坑では、 I 層から V 層を確認した。Ⅲ層から数点の礫が出土したが、人為的な加工の痕跡は認められなかった。試掘坑南端部付近で、Ⅳ層下で湧水があった。また、一辺25cm程度の角礫が出土した。

Ⅱ層上面で遺構検出を行ったが、遺構を検出することはできなかった。また、下層においても、遺構・遺物は確認されなかった。

12Tは、東側の尾根の斜面に設定した、等高線に直交するトレンチである。

本試掘坑では、 I 層の上に再堆積層が確認され、二次的な土の移動が行われたと考えられ



第4図 一般国道183号鍵掛峠道路改良事業計画地(No.11)試掘坑位置図(1:2,000)

る。また、Ⅰ層以下ではⅡ層・Ⅲ層を確認した。Ⅲ層上面で湧水があった。

旧表土上の堆積層の堆積時期・理由は不明だが、黄褐色土の混入に規則性が見られないことから、人為的なものではないと判断した。

遺構・遺物は確認されなかった。

13 Tは、中央付近の緩斜面に設定した等高線に直交する試掘坑である。

本試掘坑では、I層からⅣ層を確認した。Ⅳ層上面から湧水があった。Ⅲ層には30cm大程度の礫が混入する。

Ⅱ層上面で遺構検出を行ったが、遺構を検出することはできなかった。また、下層においても、遺構・遺物は確認されなかった。

14Tは、東部の尾根から中央の谷に向かって設定した、等高線に平行するトレンチである。

本試掘坑では、I層からIV層を確認した。II層上面で遺構検出を行ったが、遺構を検出することはできなかった。また、下層においても、遺構・遺物は確認されなかった。

北側区域においては、基本的には、黒色土(黒ボク)、橙色土(浮布火山灰層か)、明黄褐色粘質土(古土壌か)という堆積が見られる。北側地区中央付近は谷地形であったと考えられ、現在緩斜面となっている部分には黒色土(黒ボク)の上にも黒色土を中心とした堆積が見られる。中央付近には現在も湿地状に水が滞留した部分や小規模な沢も確認されており、湿気が多い地形であったと考えられる。

林道を挟んだ南側は、要試掘範囲の東端を水路が北から南に向けて流れており、水路の斜面下側(西側)に、テラス状の平坦面、さらに西側に地面を掘りくぼめたような道路あるいは水路状の平坦面がある。この平坦面の西側はやや高くなっており、安定した地盤の存在を想定した。トレンチは、テラス状の平坦面に15T、テラス状平坦面から道路(水路)状の平坦面にかけて17T、西側のやや高い面に16T、18Tを設定した。また、16Tと17Tの間に19Tを追加した。

15Tは、南北方向に残るテラス状平坦面に等高線に平行して設定したトレンチである。

腐葉土の下に、黒色土を基本としながら黄褐色土が粒状に含む層などが堆積しており、地表面下約1.8mのにぶい黄橙色土上層で湧水がある。地表面下約1.3mの黒色土層が旧地表面の黒色土(黒ボク)と想定されるが、この層より上の堆積層については、生成時期等は明らかにできない。堆積層が乱れておらず、人為的な堆積ではないと考えられるが、平坦に造成されていること、後述するように現在の水路は比較的新しいものと考えられことから、水路を造った際などに、一定程度の造成が行われた可能性がある。

遺構・遺物は確認されなかった。

16Tは, 西側のやや高い部分に設定した, 東西方向のトレンチである。中央部から北へ一部拡張した。

基本層序は、黒色土を基本としながら、黄褐色土が粒状に含まれる層などが堆積しており、地表面下約1.4mの暗褐色砂礫土上面で湧水があった。

遺構・遺物は確認されなかった。

17Tは、15Tを設定したテラス状の平坦面から、道(水路)状の平坦面を横切るように設定した、北東-南西方向のトレンチである。

黒色土を中心にしながら堆積土が混入する。礫を多く含む明黄褐色土から湧水があった。 遺構・遺物は確認されなかった。

18Tは、南側のやや高い部分に設定した、東西方向のトレンチである。

黒色土を中心にしながら堆積土が混入する。地表面下約1.1mの灰褐色土(砂交じりの粘質土)から湧水があった。

遺構・遺物は確認されなかった。

19Tは、16Tと17Tの中間に等高線に直交して設定した、北東 - 南西方向のトレンチである。

黒色土(現表土)下に、黒色土に黄褐色の土が粒状に混ざった堆積土があり、その下に黒色土(黒ボク)を確認した。暗褐色の漸移層を挟んで、灰黄褐色の砂質土が深く堆積する。 漸移層付近から湧水が確認された。

遺構・遺物は確認されなかった。

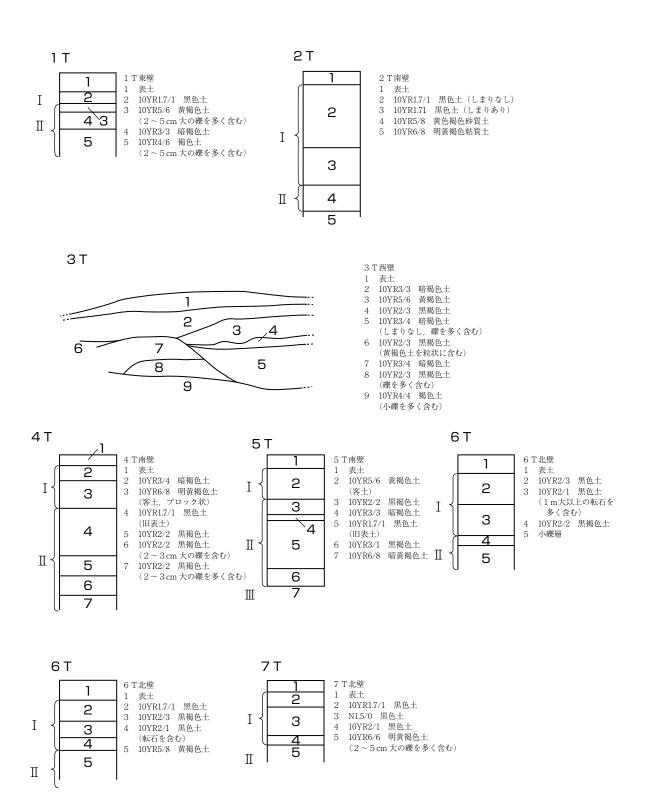
南側区域では、北側地域のようなきれいな堆積は示さない。現表土(黒ボク)の下に、黒色土に黄褐色の土が粒状に混ざった堆積土があり、漸移層を挟んで礫混じりの層があり、湧水が多い。

現在、北-南に水路があるが、矩形に掘り込んだ人工の水路であり、一部にはヒューム管が使用されている箇所もある。現在は、林道に沿った水路は南北方向の水路に合流するが、 試掘結果を検討すると、もともとは、北側区域と南側区域を分ける林道に沿った水路から流れてきた水が、開けた場所に滞水する湿地帯であったと想定される。そのため、この付近が 積極的に活用されていたとは考えにくい。

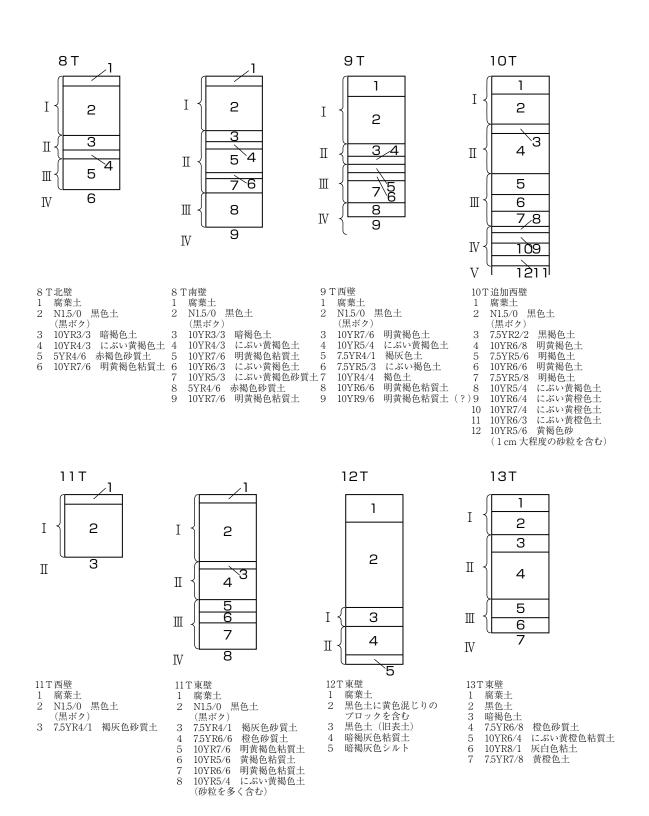
従って、No.11地点に遺跡が存在する可能性はないと判断した。

表3 一般国道183号鍵掛峠道路改良事業改良計画地試掘坑所見

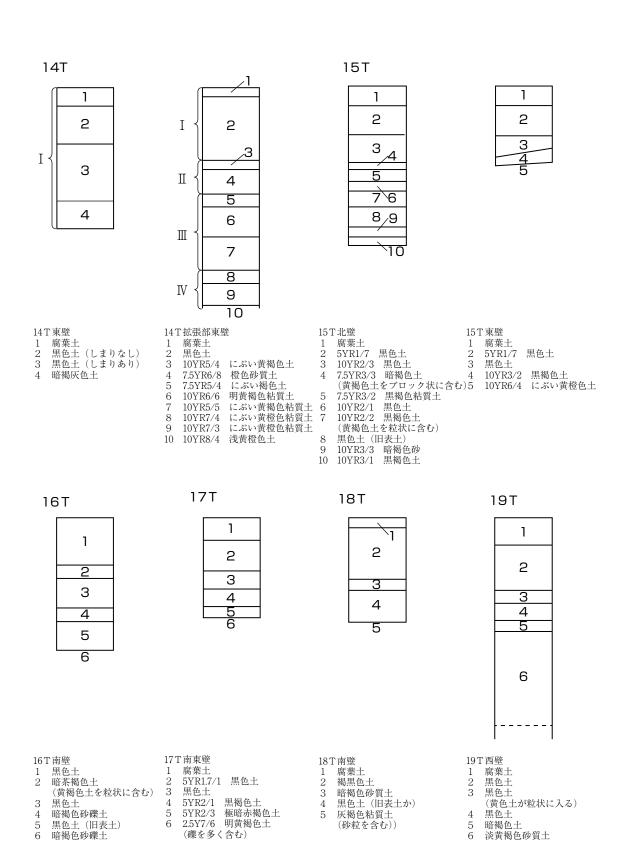
トレンチ名	規模(長さ×幅×最大深度,m)	調査所見
1 T	$7.5 \times 2.5 \times 0.8$	出土遺物なし
2 T	$7.3 \times 2.0 \times 1.6$	出土遺物なし
3 T	$2.5 \times 1.5 \times 1.1$	出土遺物なし
4 T	$15.4 \times 2.0 \times 1.6$	県道建設時の客土、出土遺物なし
5 T	$8.1 \times 2.0 \times 1.4$	県道建設時の客土、出土遺物なし
6 T	$8.1 \times 2.0 \times 1.8$	大型の転落石、出土遺物なし
7 T	$2.6 \times 1.5 \times 0.9$	大型の転落石、出土遺物なし
8 T	$7.8 \times 0.8 \times 1.6$	出土遺物なし
9 T	8.1 × 1.0 × 1.5	出土遺物なし
10 T	$14.1 \times 0.8 \times 1.9$	出土遺物なし
11 T	$6.0 \times 1.5 \times 1.6$	Ⅳ層下で湧水、出土遺物なし
12 T	$6.9 \times 2.0 \times 1.8$	Ⅲ層上で湧水、出土遺物なし
13 T	$11.3 \times 2.0 \times 1.5$	Ⅳ層上で湧水、出土遺物なし
14 T	$13.4 \times 2.0 \times 2.3$	出土遺物なし
15 T	$8.4 \times 2.0 \times 1.7$	1~7層は二次的堆積,出土遺物なし
16 T	$5.0 \times 2.0 \times 1.4$	1~5層は二次的堆積,出土遺物なし
17 T	$10.9 \times 2.0 \times 1.1$	6層から湧水、出土遺物なし
18 T	$2.5 \times 2.0 \times 1.1$	5層から湧水、出土遺物なし
19 T	$8.5 \times 2.0 \times 2.2$	6層から湧水、出土遺物なし



第5図 一般国道183号鍵掛峠道路改良事業計画地試掘坑土層断面図1 (1:40)

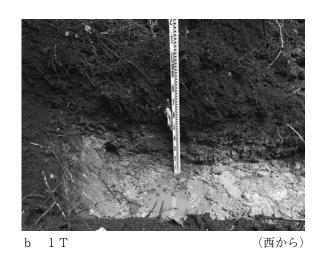


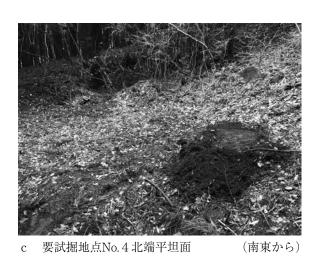
第6図 一般国道183号鍵掛峠道路改良事業計画地試掘坑土層断面図2 (1:40)

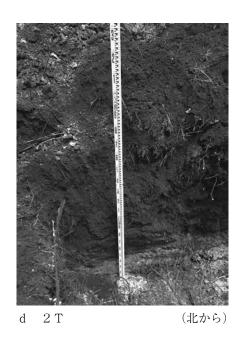


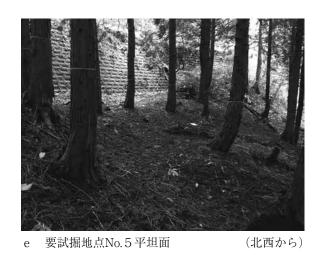
第7図 一般国道183号鍵掛峠道路改良事業計画地試掘坑土層断面図3 (1:40)



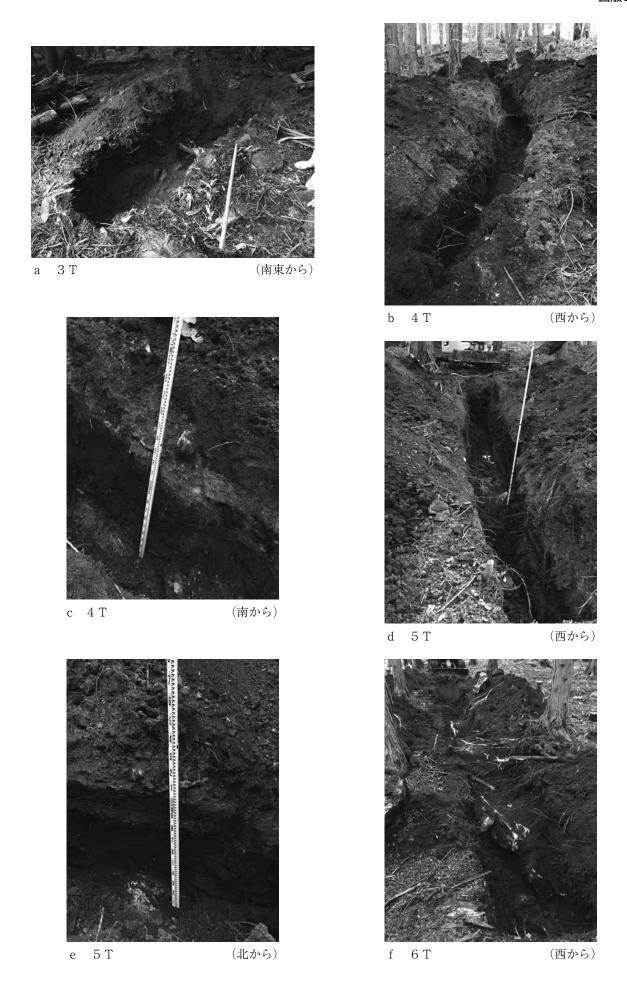




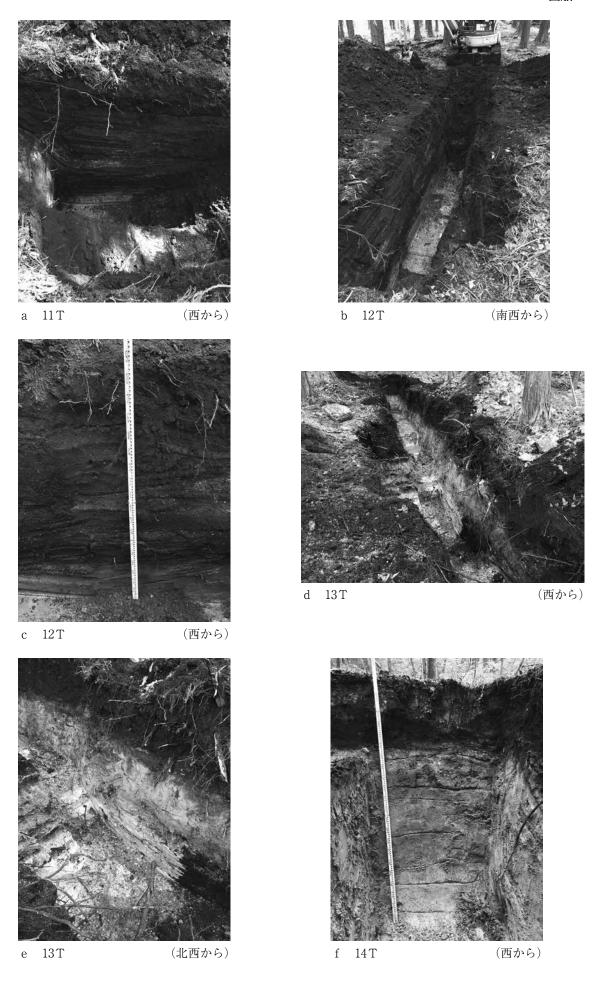


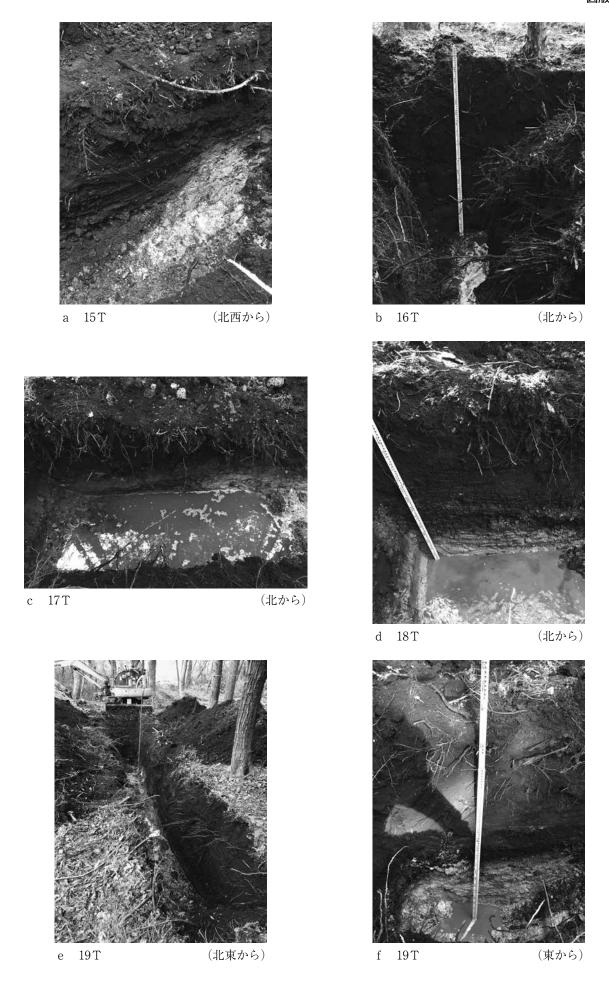












#### 2 東広島・安芸バイパス建設事業に係る試掘調査 (要試掘地点No.16, 工事用道路建設予定地)

所 在 地:広島市安芸区

調 査 目 的:東広島・安芸バイパス建設事業に係る埋蔵文化財の有無及び範囲の確認

開発事業者:国土交通省中国地方整備局広島国道事務所

調査年月日:平成29年2月6日~2月8日

**調査対象面積**: 2,825㎡

調査 結果:埋蔵文化財包蔵地は確認しなかった。

#### 調 査 概 要:

今回の試掘調査は、熊野川と瀬野川の合流点から約1.3km東方の尾根線上(要試掘地点 No.16)と、丘陵裾の工事用道路予定地を対象に行った。

#### (1) 要試掘範囲No.16

丘陵頂部の50×20m程度の細長い平坦面と、南東・北西方向に伸びる尾根状の斜面からなる。集落跡の存在を想定して設定した。また、明確な平坦面と切岸は確認されないものの、 尾根上に平坦面が認められることから、城跡の可能性も考えられた。試掘調査は、平坦面に 2本、斜面に4本の試掘坑を設定し、掘り下げを行った。

いずれの試掘坑も、腐葉土の下に褐色~黄褐色ないし、にぶい黄褐色の土が10~20cm程



第8図 東広島・安芸バイパス建設事業計画に係る試掘調査地点位置図 (1:25,000) (国土交通省国土地理院発行1:25,000地形図「安芸西条」を使用)

度堆積し、その下は橙色土~明黄褐色土の基盤層となる。基盤層の上面で遺構検出を行ったが、遺構は確認できなかった。また、遺物も出土しなかった。

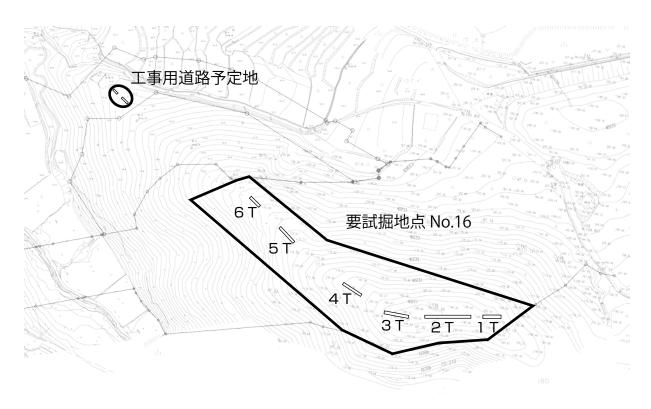
以上のことから、本地点には遺跡は存在しないと判断した。

#### (2) 工事用道路建設予定地

丘陵尾根先端付近に3×2m程度の楕円形の落ち込みが確認され, 古墳の埋葬施設の可能性があったことから. 試掘調査を実施した。

試掘調査では、2本の試掘坑を設定した。斜面上側に当たる、落ち込みの南東側では、背面カットの有無を確認するためにトレンチを設定し、掘り下げたが、単一の堆積であり、また、背面カットも確認されなかった。落ち込み西角部の掘り方部分から北西方向に設定した試掘坑は、墓壙の掘り方を確認する目的で掘り下げたが、掘り方は明確でなく、斜めに緩やかに下っていく様子が確認できた。また、落ち込みの平面形は、方形よりも楕円形を呈していることが確認できた。掘り方付近においても土層は単一で、盛土が行われた痕跡は確認できなかった。また、遺物は出土せず、ピンポールにより落ち込みの中を確認したが、石材は確認できなかった。

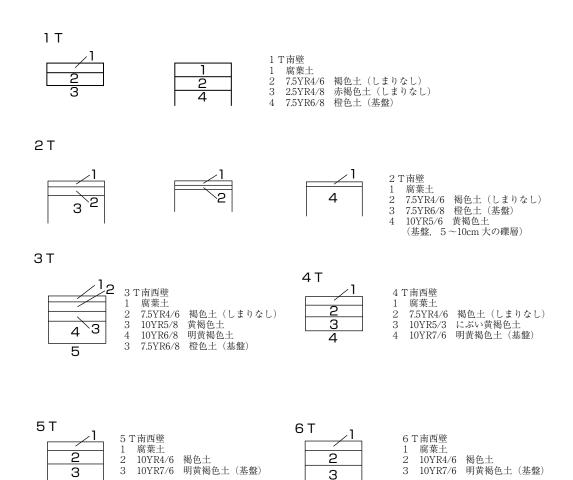
以上のことから、当該落ち込みの性格を明らかにすることはできなかったが、古墳等の埋葬施設ではないと判断した。



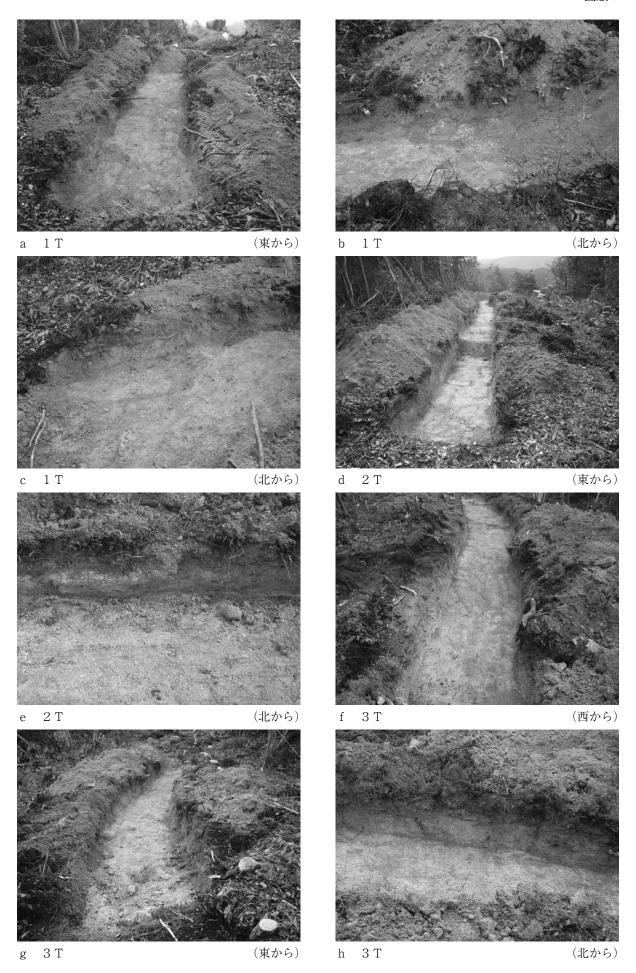
第9図 東広島・安芸バイパス建設事業計画地試掘坑位置図 (1:1.500)

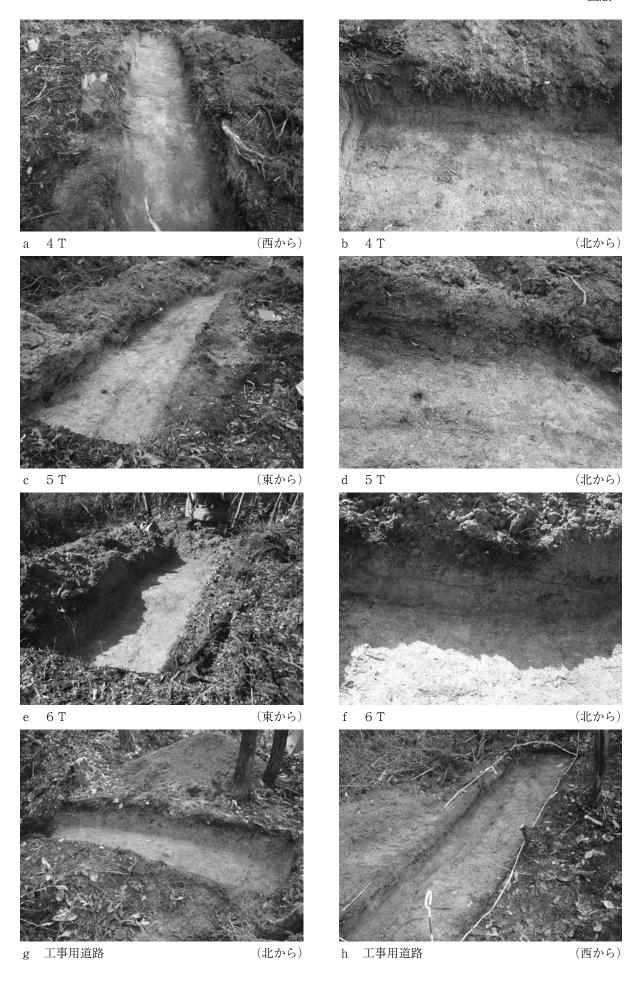
表4 東広島・安芸バイパス建設事業計画地試掘坑所見

トレンチ名	規模(長さ×幅×最大深度,m)	調査所見
1 T	$7.3 \times 1.4 \times 0.4$	出土遺物なし
2 T	$18.3 \times 1.2 \times 0.5$	出土遺物なし
3 T	$9.7 \times 1.2 \times 0.5$	出土遺物なし
4 T	$8.5 \times 1.1 \times 0.4$	出土遺物なし
5 T	8.1 × 1.1 × 0.4	出土遺物なし
6 T	$5.1 \times 1.6 \times 0.5$	出土遺物なし



第10図 東広島・安芸バイパス建設事業計画地試掘坑土層断面図 (1:40)





#### 3 一般県道瀬野呉線道路改良事業に係る試掘調査(要試掘地点No.5)

所 在 地:安芸郡熊野町深原

調 査 目 的:一般県道瀬野呉線道路改良事業に係る埋蔵文化財の有無及び範囲の確認

開発事業者:広島県西部建設事務所

**調 査 年 月 日**: 平成29年 2 月21日 (火) · 22日 (水)

**調査対象面積**: 1.430㎡

調査 結果:埋蔵文化財包蔵地は確認しなかった。

調 査 概 要:

試掘地点は、北半は東から西へ延びる尾根と谷が連続する地形、南半は造成を受けて高さ50cm程度の石垣で画された平坦面となっていた。

地元住民からの聴取によると、調査地点南半は、以前は田畑として使用されていた。また、田畑以外の場所には桃を植えており、試掘地点の東側にある小屋で選別等の作業を行っていた。造成は数十年前に行われたとのことであった。

1 T・2 T付近は、南東から北西に向けて延びる尾根の先端裾付近、傾斜が緩やかになった部分に当たる。



第11図 一般県道瀬野呉線道路改良事業計画に係る試掘調査地点位置図 (1:25,000) (国土交通省国土地理院発行1:25,000地形図「海田市」を使用)

1 Tでは、腐棄土下に明黄褐色土、褐灰色土が堆積しており、褐灰色土の中に橙色や褐色などの土がブロック状または層状に堆積している。基本的に南東から北西方向に向かって、緩やかに下っている。

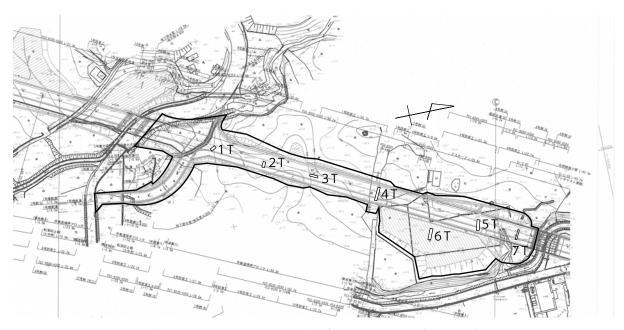
腐葉土直下の暗褐色土層及び褐灰色土層の上面で遺構検出を行ったが、遺構は確認できなかった。また、遺物も出土しなかった。

2 Tでは、腐葉土下に、2層:灰黄色土(20~30cm大の礫を非常に多く含む)、3層: 明黄褐色土(5 cm大の礫を多く含む)が堆積している。1 Tではほとんど含まない比較的大型の礫を多く含む土が堆積する理由については不明であるが、調査地点東側の山から転落した可能性が考えられる。2層及び3層上面で遺構検出を行ったが、遺構は確認できなかった。遺物も出土しなかった。

3 Tは、西から東に向けて入り込む谷筋に面した斜面に設定した。腐葉土下に黄褐色土 (5 cm大の礫を多く含む)が堆積する。3層:基盤上面付近において黒く変色した土・石が多く確認された。炭化した様子ではないため火災等に由来したものではないと考えられるが、詳細は不明である。2層及び3層上面で遺構検出を行ったが、遺構は確認できなかった。また、遺物も出土しなかった。

4~7 Tは、調査地点南半の既造成範囲に設定した。

4 Tは調査地点ほぼ中央の緩斜面に設定した。腐葉土下に、2層:橙色土、3層:黄褐色土 (10~30cm大の礫を多く含む、1.5m大の石を含む)が堆積している。2層は、後述する5 T・6 Tの堆積状況や地元住民からの聴取から、周辺を造成した際に埋めた土であると判断した。そのため、3層上面で遺構検出を行ったが、遺構は確認できなかった。一部につい



第12図 一般県道瀬野呉道路改良事業試掘坑位置図(1:2,000)

ては基盤層まで掘り下げたが、遺構は確認できなかった。また、遺物も出土しなかった。

5 Tは、造成部分中央やや南側に設定した。腐葉土の下に、2層:橙色土、3層:褐色土が堆積する。橙色土は6 Tで検出した基盤土と同じ土であり、造成時に6 T付近を削った土を5 T付近に盛って平坦面を造成したと考えられる。3層上面及び基盤上で遺構検出を行ったが、遺構は確認できなかった。また、遺物も出土しなかった。

6 Tは5 Tの約20m北方に設定した。腐棄土下に前述の橙色土の基盤を確認した。2 層は造成の際に削平を受けている可能性がある。2 層上面で遺構検出を行ったが、遺構は確認できなかった。また、遺物も出土しなかった。

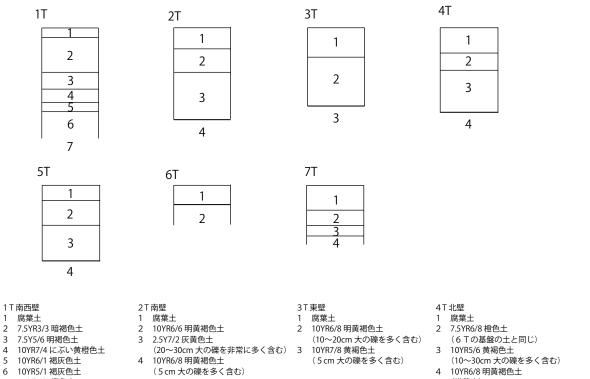
7 Tは、調査地区南端から11m北方の地点に設定した。腐葉土の下に、黄褐色の堆積層を確認した。黄褐色土上面及び基盤上面で遺構検出を行ったが、遺構は確認できなかった。また、遺物も出土しなかった。

今回の調査地点は、東から西向かって緩やかに下る平坦面であるが、旧地形を復元すれば、尾根と谷が交互に存在する地形であったと考えられる。調査地点北半ではその痕跡が残るが、南半においては、昭和時代における造成により大きく地形改変を受けている。また、5~30cm大の礫を多く含んでおり、造成に当たっては、これらの礫を使用して石垣が築かれている。

各トレンチの土層堆積は、自然堆積を基本としており、南半においては、造成による土の 移動が見られた。いずれの試掘坑においても遺構・遺物は確認されなかったため、本調査地 点においては埋蔵文化財は存在しないと判断した。

表5 一般県道瀬野呉道路改良計画地試掘坑所見

トレンチ名	規模(長さ×幅×最大深度,m)	調査所見
1 T	$2.8 \times 1.4 \times 1.2$	出土遺物なし
2 T	$3.0 \times 1.4 \times 1.0$	出土遺物なし
3 T	$4.3 \times 1.1 \times 0.8$	出土遺物なし
4 T	$7.2 \times 1.5 \times 0.9$	2層は二次的な堆積,出土遺物なし
5 T	$5.6 \times 1.5 \times 0.8$	出土遺物なし
6 T	$5.9 \times 1.5 \times 0.4$	出土遺物なし
7 T	$5.3 \times 0.8 \times 0.7$	出土遺物なし



7丁北東壁

1 腐葉土 2 10YR4/3 にぶい黄褐色土 3 10YR5/6 黄褐色砂質土 4 10YR6/8 黄褐色土 (基盤)

10YR6/8 明黄褐色土

(堆積土)

第13図 一般県道瀬野呉線道路改良事業計画地試掘坑土層断面図 (1:40)

6 7

1 2

5T北壁

10YR5/1 褐灰色土

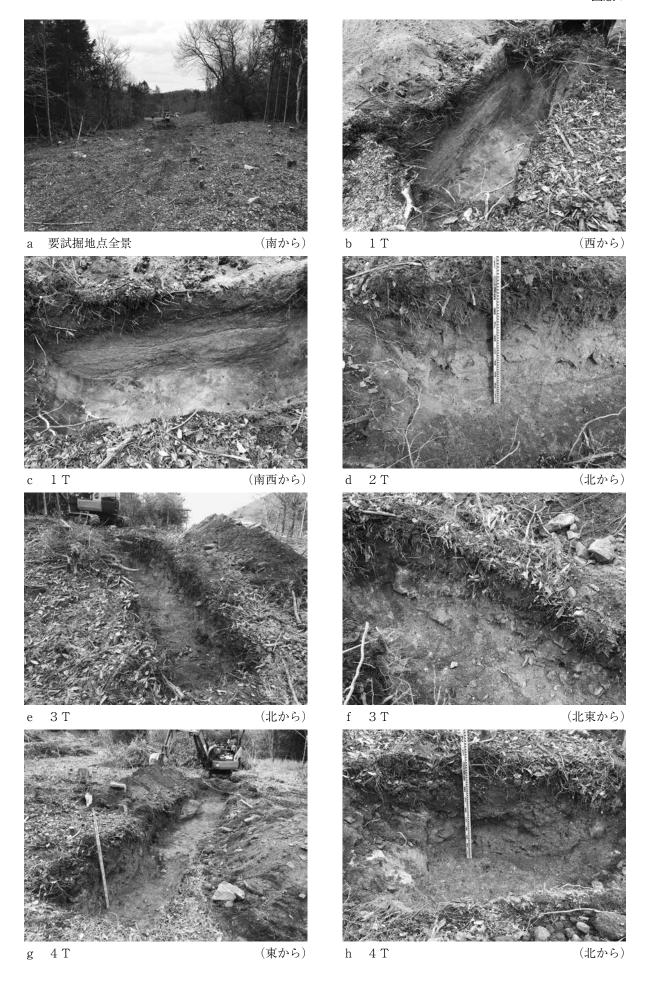
6T北壁

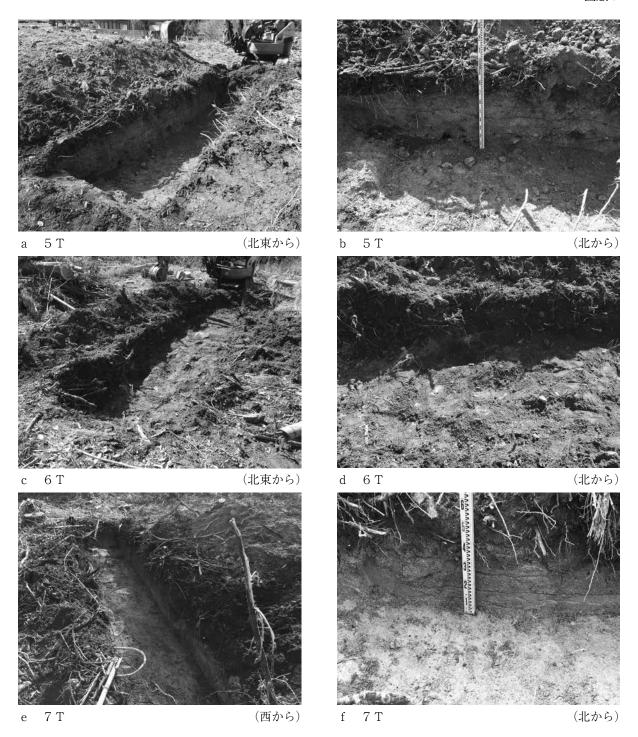
腐葉土 7.5YR6/8 橙色土 (基盤, 最大 50cm 大の岩を含む)

7.5YR6/8 橙色土

7.5YR6/8 橙色土

10YR4/6 褐色砂質土 10YR6/8 明黄褐色土 (基盤, 10cm 大の礫を多く含む)





## 4 二級河川永慶寺川高潮対策事業・統合河川整備事業に係る試掘調査 (要試掘地点 No. 5)

所 在 地:廿日市市大野

調 査 目 的: 二級河川永慶寺川高潮対策事業・統合河川整備事業に係る埋蔵文化財の有無

確認

開発事業者:広島県西部建設事務所

**調 査 期 間**:平成28年11月4日(金)・11月7日(月)

**調査対象面積**:1,000㎡

調査 結果:埋蔵文化財包蔵地を確認できなかった。

調査概要:

今回の試掘調査は、要試掘地点No.5のうち、中央部の約1,000㎡(住宅地2軒分)を対象に実施した。No.5地点は、南から西部にかけての部分について、平成25年度に既に試掘調査を実施している。当該試掘調査では、自然堆積層で落ち込みを確認したが、性格は不明であり、出土遺物もないことから、埋蔵文化財包蔵地は存在しないと判断されている。今回の



第14図 二級河川永慶寺川高潮対策事業・統合河川整備事業計画に係る試掘調査地点位置図 (1:25,000) (国土交通省国土地理院発行1:25,000地形図「厳島」を使用)

試掘調査範囲の南側に位置する9T,10Tにおいて,厚く堆積するシルト層が確認できたことから,試掘調査地点周辺は水慶寺川の流路または湿地帯であったと推定されている。

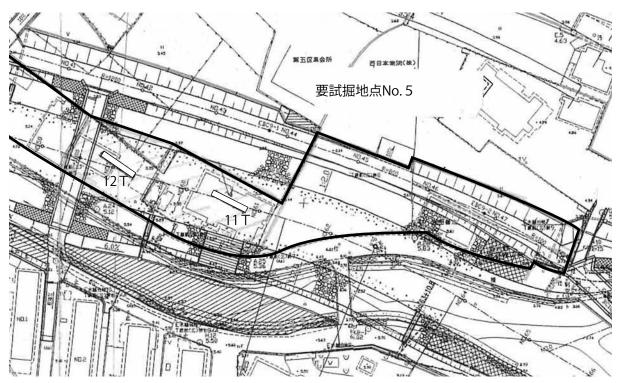
本試掘調査においては、南北方向に計 2 本の試掘トレンチを設定した。トレンチの名称については、同じ試掘地点であることから、平成25年度調査の際のトレンチ(1 T $\sim$ 10T)の続き番号である11 T, 12 T とし、北側を11 T, 南側を12 T とした。

11T, 12Tともに、現地表面から約2mの深度まで、昭和20年の枕崎台風の際の土石流と考えられるにぶい黄橙色の粗砂(I層)が堆積している。11Tにおいては近現代の陶磁器片や瓦片が混入していたが、12Tでは遺物の出土はなかったことから、客土の時期に差がある可能性がある。

I 層の下には、河川に由来すると考えられる暗褐色土層(Ⅱ層)が堆積( $15\sim45cm$ )しており、その下に I 層と類似する砂層(Ⅲ層)(20cm)、さらに河川由来の堆積層( $\mathbb{N}$  層)が堆積(50cm以上)し、その下に橙色粗砂( $\mathbb{N}$  V層)が堆積する。

11 T 南端付近では湧水のため V 層は確認できず、 V 層が北から南に向かって次第に深くなっていくと考えられる。また、12 T においては堆積層の中に細砂層( $5\cdot6$  層)が堆積するなど IV 層の状況が若干異なり、その下に堆積すると予想される V 層は湧水のため確認できなかった。 $5\cdot6$  層に相当する砂層は、平成25年度試掘調査10 T においても確認されており、この付近が旧河道であった可能性が考えられる。

11丁、12丁とも、河川に由来すると考えられる堆積層を中心に精査したが、遺構・遺物は



第15図 二級河川永慶寺川高潮対策事業·統合河川整備事業計画地試掘坑位置図(1:1,000)

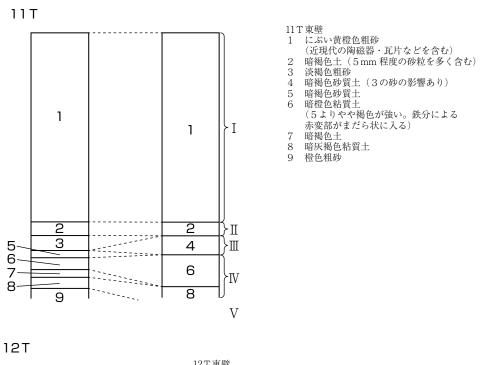
#### 確認できなかった。

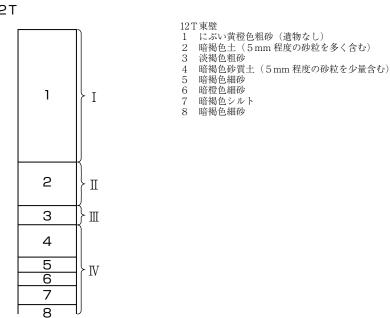
本試掘調査(11T, 12T)においては、河川由来の堆積層と土石流に由来すると考えられる砂層が交互に堆積する状況が確認できた。

このことから、河川に由来する堆積が進み、土壌化が一定程度進んだ段階で土石流等により一気に粗砂層が堆積することが繰り返されていたと考えられる。遺物が確認できなかったため時期は不明であるが、今回の試掘調査地点付近は、長期間にわたり湿地帯あるいは河道であり、絶えず水が滞留あるいは流れる環境であったと考えられる。遺構・遺物も確認できなかったことから、埋蔵文化財は存在しないと判断した。

表6 二級河川永慶寺川高潮対策事業・統合河川整備事業事業計画地試掘坑所見

トレンチ名	規模(長さ×幅×最大深度,m)	調査所見
11 T	$12.5 \times 4.0 \times 2.8$	近現代の陶磁器片・瓦片
12 T	$14.5 \times 4.0 \times 3.0$	近現代の陶磁器片・瓦片





第16図 二級河川永慶寺川高潮対策事業・統合河川整備事業計画地試掘坑土層断面図 (1:40)

#### 図版10



(北東から) 11 T



b 11 T (西から)



(北西から) c 11 T



d 11 T (西から)



e 12T (北東から)



f 12T (西から)





12T作業風景 h (北西から)

#### 5 本郷地区土地造成事業に係る試掘調査(要試掘地点No.1・2)

所 在 地:三原市本郷町船木

調 査 目 的:本郷地区土地造成事業に係る埋蔵文化財の有無及び範囲の確認

開発事業者:広島県公営企業管理者(企業局土地整備課)

**調 查 年 月 日**: 平成28年12月12日 · 12月14日 · 12月15日

調査対象面積: 4,960m²

調査 結果:埋蔵文化財は確認できなかった。

#### 調 査 概 要:

本試掘調査は、JR本郷駅から北方へ約2.7kmの工業団地造成予定地内の、東から西に延びる尾根線上の、要試掘地点No.1及びNo.2を対象に実施した。谷を挟んだ北側の尾根において、周知の埋蔵文化財包蔵地「刈山古墳」(箱式石棺)が確認されていることから、尾根線上に箱式石棺または石蓋土壙を埋葬施設とする墳墓群あるいは古墳が存在する可能性があることから、試掘調査を行った。なお、要試掘地点No.1は、三原市教委が試掘調査を実施した。

要試掘地点No.2は、東から西へ向けて延びる尾根上であり、要試掘地点東端付近にやや 高まった部分があり、西に向かって緩やかに下る地形である。

調査区内の基本層序は、表土(腐葉土)→にぶい黄褐色土→にぶい黄橙色土である。



第17図 本郷地区土地造成事業計画に係る試掘調査地点位置図 (1:25,000) (国土交通省国土地理院発行1:25,000地形図「河内」を使用)

現状で、調査区東端付近にやや高まった部分があり、古墳が存在する可能性が考えられた ことから、周溝及び埋葬施設の有無を確認するため、1 T ~ 3 T を設定した。

1 T は高まりの東側に設定した。1 T 付近は鞍部になっており、周溝の存在が考えられたが、掘削を行ったところ、周溝と考えられる溝状の遺構は確認できなかった。

2 Tは埋葬施設の有無を確認するため、高まりの頂部付近に設定した。10cm程度で基盤のにぶい黄橙色土が露出し、埋葬施設等の落ち込みは確認できなかった。

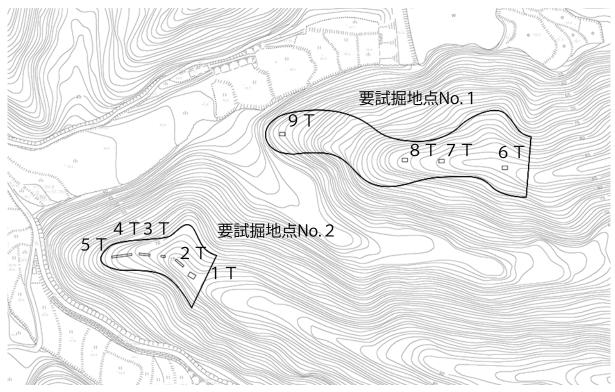
3 Tは西側の周溝の有無を確認するため、高まりの西側に設定した。幅40cm、深さ20cm程度の落ち込みを確認したが、周溝状に延びる様子はなく、落ち込みの平面も不整形であった。遺物の出土もなく、基盤上には上層の褐色土がまだらに入り込んだ部分が多くあることから、遺構ではないと判断した。いずれの試掘坑からも遺物は出土しなかった。

4 T及び5 Tはやや傾斜が緩やかな部分に設定した。基盤の黄橙色土上で確認したが、遺構は確認されなかった。いずれの試掘坑においても、遺物は出土しなかった。

このことから、要試掘地点No.2には、遺跡は存在しないと判断した。

要試掘地点No.1は、要試掘地点No.2と同様、箱式石棺を埋葬施設とする古墳の存在を想定し、傾斜がやや緩やかになる地点4箇所(6T~9T)を設定し、掘り下げを行った。

6 T~8 Tは、尾根頂部に近い、傾斜が緩やかな地点に設定した。表土(腐葉土)の下に暗褐色土、橙褐色土が堆積しているが、掘り込み等は確認されず、遺物も出土しなかった。 8 Tでは基盤が掘り込まれたような痕跡を確認したが、部分的に掘り下げたところ、いびつ



第18図 本郷地区土地造成事業計画地試掘坑位置図(1:2,000)

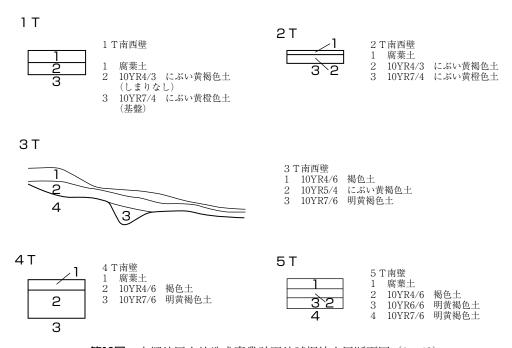
な形状であり、風倒木等の痕跡であると判断した。

8 Tと9 Tの間は急斜面であり、遺構は存在しないと推測されたことから、急斜面の下端部でやや傾斜が緩くなった位置に9 Tを設定し、掘削を行った。9 T北西端で北方へ向かって落ち込みがあるように見えたので、北側に拡張して確認したところ、全体的に北方へ向かってゆるやかに基盤が下る様子が確認されたため、自然地形であると判断した。遺物は出土しなかった。

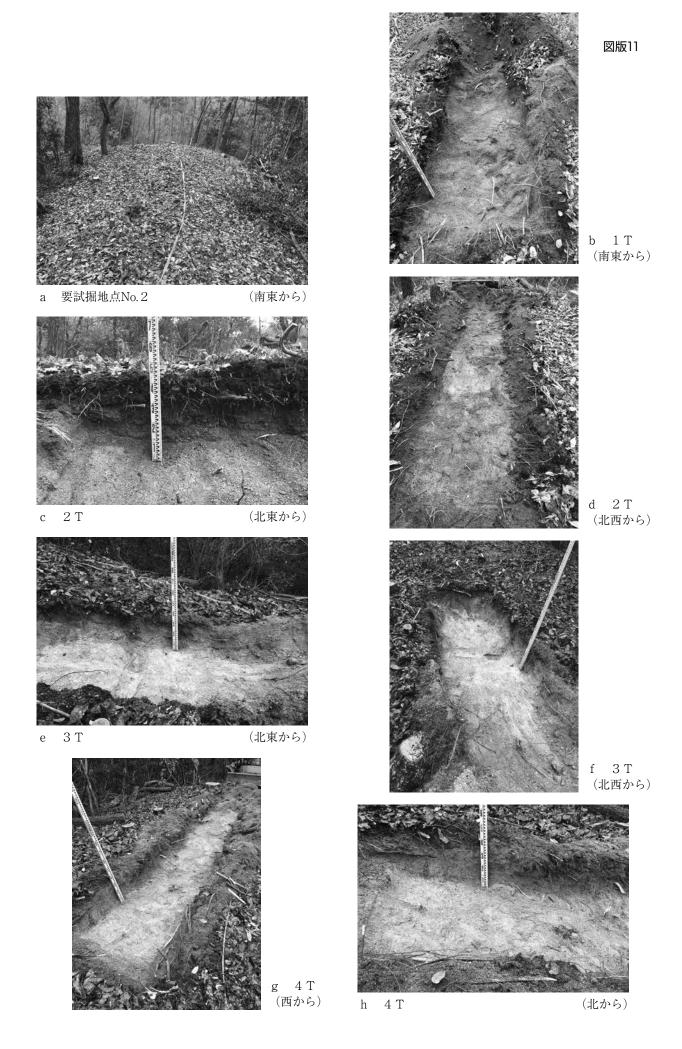
なお、周知の埋蔵文化財包蔵地「刈山古墳」は、現地で確認できなかった。智に働けば

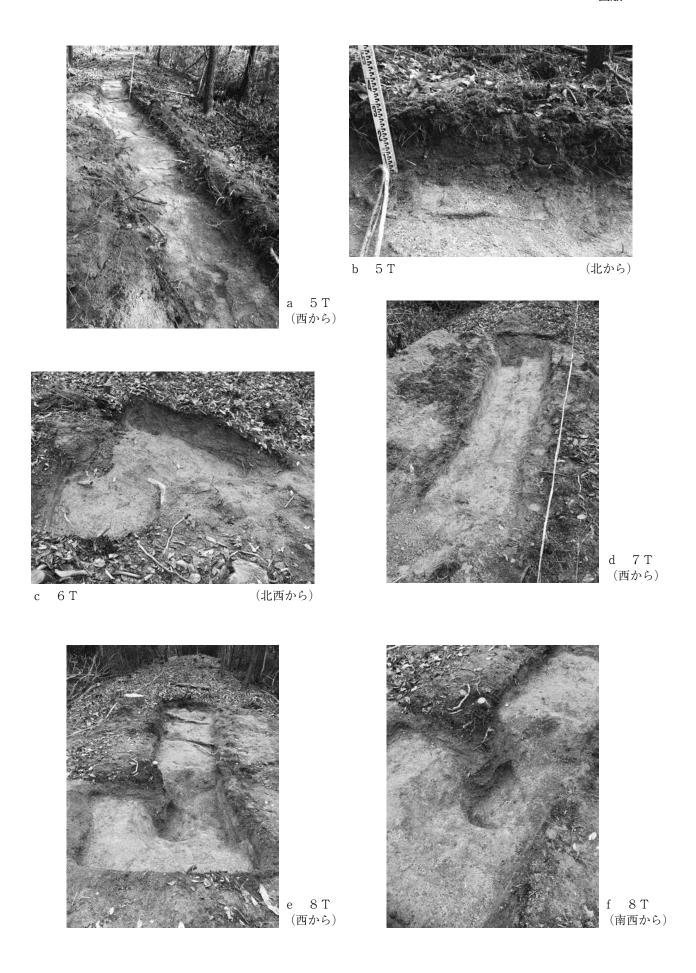
表7 本郷地区土地造成事業事業計画地試掘坑所見

トレンチ名	規模(長さ×幅×最大深度,m)	調査所見
1 T	$3.8 \times 2.1 \times 0.3$	出土遺物なし
2 T	$5.1 \times 1.0 \times 0.2$	出土遺物なし
3 T	$2.3 \times 1.0 \times 0.6$	出土遺物なし
4 T	$5.8 \times 1.0 \times 0.4$	出土遺物なし
5 T	$10.6 \times 2.0 \times 0.3$	出土遺物なし
6 T	$2.9 \times 1.0 \times 0.9$	出土遺物なし
7 T	$3.9 \times 1.0 \times 0.9$	出土遺物なし
8 T	$5.8 \times 1.0 \times 0.7$	出土遺物なし
9 T	$5.9 \times 1.0 \times 0.4$	出土遺物なし



第19図 本郷地区土地造成事業計画地試掘坑土層断面図(1:40)





## 報 告 書 抄 録

ふりがな	へいせいにじゅうはちれ	へいせいにじゅうはちねんどひろしまけんないいせきはっくつちょうさ(しょうさいぶんぷちょうさ)ほうこくしょ								
書 名	平成28年度広島県内遺跡発掘調査(詳細分布調査)報告書									
編著者名	平川孝志,沖憲明	平川孝志,沖憲明								
編集機関	広島県教育委員会等	広島県教育委員会事務局管理部文化財課								
所 在 地	〒730-8514 広島	〒730-8514 広島県広島市中区基町 9 番42号 TEL082-513-5023								
発行年月日	西暦2018年3月31日	西暦2018年3月31日								
所収遺跡名	所在地	コー 市町村	ード 遺跡番号	北組	÷	東経	発掘期間	遺跡面積 (㎡)	発掘原因	
所収遺跡名	種別	主な時代		主な遺構		主な遺物		特記事項		
要 約	大規模開発事業等に先立ち、平成28年度に実施した埋蔵文化財の分布調査及び試掘・確認調査の成果を収録した。 34件の現地踏査等及び5事業10地点の試掘調査を実施した結果、新たな埋蔵文化財包蔵地は確認されなかった。									